

平成30年9月28日

第4学年及び第5学年の保護者の皆様へ

東京都立三鷹中等教育学校長
藤野 泰 郎

留学生の受入れに係る御協力をお願い

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本校は、東京都教育委員会から「東京グローバル10」に指定され、外国語授業の改善による生徒の外国語力の向上、積極的な国際交流による国際理解教育の推進など、次代を担うグローバル人材の育成に取り組んでいるところです。

このたび、下記のとおり、東京都教育委員会から留学生の受入れに係る協力依頼がありました。滞在期間中、留学生は本校において日本型教育を体験したり、都内における日本文化に触れたりします。本校の生徒にとっても、日本にいなながら国際交流の機会を得られ、国際理解を深めることができる良い機会となります。

つきましては、保護者の皆様には、留学生のホストファミリーとして御協力をいただけましたら幸いです。お引き受けいただける場合は、10月3日(水)までに、「短期留学ホストファミリー申込書」を、学級担任宛て御提出くださいますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 期 間 平成30年12月9日(日)から12月18日(火)まで
- 2 留学生の国籍 カナダ、オーストラリア連邦、ニュージーランド、タイ王国、欧州のいずれかの国
- 3 引受け条件 裏面に、東京都教育委員会作成「平成30年度東京体験スクール ホストファミリーの募集条件等について」を記載しましたので、御確認ください。

担当

副校長 山本 一之介
生活指導部 新井 裕之、河合 修
電話 0422(46)4181

切り取り

平成30年 月 日

東京都立三鷹中等教育学校長 殿

短期留学ホストファミリー申込書

留学生のホストファミリーを引き受けることを希望します。

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

留学生のホストファミリーを引き受ける上で、御質問や御意見などがございましたら、御記入ください。

平成 30 年度東京体験スクール ホストファミリーの募集条件等について

1 留学生の滞在期間 (予定)

実施回	ホストファミリー受入期間等
第二回	ホストファミリー受入期間 平成 30 年 12 月 9 日 (日) ~12 月 18 日 (火) (9 泊 10 日) 学校受入期間 平成 30 年 12 月 10 日 (月) ~12 月 18 日 (火) (9 日間) ※ (参考) 来日期間 平成 30 年 12 月 8 日 (土) ~12 月 19 日 (水) (12 日間)

ホームステイ先受入れの初日は、都が委託する事業者が、留学生へのオリエンテーションを実施した後、各ホストファミリーとの引き合わせを行う予定。なお、場所等の詳細は別途連絡。

2 ホームステイ

- (1) 留学生が滞在する部屋については、留学生専用の部屋でなくても可。
- (2) 男女を同じ部屋とすることは不可。
- (3) 留学生は、原則同性同士を割り当てるが、異性になる場合も有り。
- (4) 留学生に貸与いただけるスペースは、荷物の収納場所を含め、学習環境上、御家庭内で可能な範囲で可。
- (5) 寝具については、ベッドでなくても可。
- (6) 御家庭で留学生が使用する言語は、平成 30 年度の留学生については、英語もしくは日本語となる見込み。ただし、御家族の方が、必ずしも英語を話さなくてもよい。
- (7) 通学手段については、原則として、公共交通機関もしくは徒歩での通学。
原則として、ホストファミリーとなる御家庭の生徒は、留学生のバディ (学業や日常生活のサポートを行う役割) となり、留学生と一緒に通学し、授業も一緒に受講。
- (8) ホストファミリーは、滞在する留学生に対し、一日三餐を提供。ただし、平日の昼食に関しては、受入校の状況に従って対応。
- (9) ホストファミリーには、滞在する留学生の食費に関する支援として、一日当たり 2,000 円を支給。
- (10) 留学生には、通学費に関する支援として、ホームステイ先から受入校までの交通実費を支給。

予定数を超える応募があった場合は、東京都教育委員会が受入校及び受入人数を選定します。そのため、必ずしも御家庭の受入の御希望に添えない場合があります。